

東金町運動場多目的広場に関する取扱要綱

平成 23 年 6 月 30 日
23 葛教ス第 273 号
教 育 長 決 裁

(目的)

第 1 条 この要綱は、葛飾区体育施設条例（昭和 59 年葛飾区条例第 5 号）、葛飾区体育施設条例施行規則（平成 18 年葛飾区教育委員会規則第 20 号。以下「規則」という。）及び葛飾区体育施設条例施行規則取扱要綱（平成 16 年 4 月 1 日付 16 葛教ス第 166 号教育長決裁。以下「体育施設要綱」という。）に定めるもののほか、東金町運動場多目的広場の利用に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(貸切り使用をできる者)

第 2 条 東金町運動場多目的広場の貸切り使用をできる者は、次のとおりとする。

- (1) 体育施設要綱第 2 条第 4 項第 1 号に規定するグループ登録をした者
- (2) 体育施設要綱第 2 条第 4 項第 2 号に規定する少年少女団体登録をした者
- (3) 体育施設要綱第 2 条第 4 項第 3 号に規定する法人登録をした者
- (4) 東金町運動場多目的広場グループ登録をした者
- (5) 東金町運動場多目的広場少年少女団体登録をした者

(抽選に参加できる者)

第 3 条 規則第 6 条第 1 項の抽選に参加できる者は、前条各号(第 3 号を除く。)に規定する登録をした者とする。

(東金町運動場多目的広場グループ登録の要件)

第 4 条 第 2 条第 4 号の登録を受けることができる者は、次に掲げる要件を備えているものとする。ただし、第 2 条第 1 号のグループ登録の要件を満たす者を除く。

- (1) 構成員のうち 5 名以上が都内に在住、在勤又は在学している者であること。
- (2) 銀行口座登録があること。

(東金町運動場多目的広場少年少女団体登録の要件)

第 5 条 第 2 条第 5 号の登録を受けることができる者は、次に掲げる要件を備えているものとする。ただし、第 2 条第 2 号の少年少女団体登録の要件を満たす者を除く。

- (1) 構成員のうち 5 名以上が都内に在住又は在学している小中学生であること。
- (2) 代表者が成人であること。

(3) 銀行口座登録があること。

(登録の申請)

第6条 第2条第4号及び第5号の登録をしようとする者は、葛飾区体育施設利用登録申請書に、住所又は勤務先等を証する書類その他教育委員会が必要と認める書類等を添えて申請しなければならない。

(登録の受付場所)

第7条 第2条第4号及び第5号の登録の受付は、総合スポーツセンター体育館及び水元体育館において行う。

(登録カードの交付)

第8条 第2条第4号及び第5号の登録をした者には、登録カードを交付する。

(利用種目)

第9条 東金町運動場多目的広場を貸切り使用する場合は、利用種目については、サッカー、ラグビー、グラウンド・ゴルフ、ラクロス、フライングディスクその他委員会の承認を得て指定管理者が別に定めたものとする。

(利用上の禁止行為)

第10条 東金町運動場多目的広場を使用する場合には、以下に掲げる行為を禁ずるものとする。

- (1) 自転車、バイク及び三輪車等の乗り入れ並びに機材及び工作物等の重量物の搬入。ただし、管理目的の車両等許可を得たものを除く。
- (2) コート（ピッチ及びフィールド等競技を行う範囲）内での飲食並びに広場内での喫煙、飲酒及びガム
- (3) 花火及びバーベキュー等火気の利用、水以外の飲食物及び薬物等を散乱させる行為並びに芝及び土等の採集又は損傷。ただし、災害時において堤防を整備するために土砂を運び出す場合等を除く。
- (4) 大音量の出る楽器の演奏及び鳴り物の利用等、騒音を発生させる行為。
- (5) スポーツグッズ及び飲食物等の営業販売及び広告宣伝。ただし、許可を得たものを除く。
- (6) その他、利用申込時において申請した目的外の利用。ただし、実際の利用以前に利用種目及び目的の変更を申し出た場合において、許可を得たものを除く。

(一般開放日における利用上の禁止行為)

第 11 条 一般開放日においては、個人単位での利用を主とし、以下に掲げる行為を禁ずるものとする。

- (1) 集団での試合及び練習等による広範囲・長時間に渡る占拠とみなされる行為
- (2) ヒールの高い靴での入場及び金属スパイクの使用
- (3) 犬及び猫等、ペットの散歩。ただし、身体障害者補助犬の同伴又は使用を除く。
- (4) ラジコン（車、ホバークラフト、飛行機(有線飛行機含む)及びヘリコプター等）、グライダー、熱気球及び飛行船等の使用。ただし、凧揚げを除く。
- (5) ゴルフクラブ及びバット等の使用並びに投擲種目(砲丸投げ、ハンマー投げ、槍投げ及び円盤投げ等)
- (6) その他、周囲に迷惑をかけるような行為

(利用者の責務)

第 12 条 利用者は、下記に定める事項を遵守するよう努めなければならない。

- (1) ゴミの回収及び持ち帰り
- (2) 穴、くぼみ及びへこみ等の修復
- (3) その他、トラブル発生時における管理事務所への報告

(委任)

第 13 条 この要綱に定めるもののほか、東金町運動場多目的広場の利用に関し、必要な事項は、教育次長が定める。

付 則

この要綱は、平成 23 年 7 月 1 日から施行する。